

「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部改正（環境省告示第 126 号 平成 26 年 11 月 17 日）」及び「平成 9 年環境庁告示第 10 号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部改正（環境省告示第 127 号 平成 26 年 11 月 17 日）」が公布されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 26 年 11 月 17 日採水分より

■変更内容

1. 環境基準項目の改正

「トリクロロエチレン」の環境基準が変更となりました。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 「計量編」 |
|---------------------|------|-------------------------|-----------|------------------|
| 101116 トリクロロエチレン | 環境基準 | 0.01 mg/L ^{注)} | 0.03 mg/L | p1<環-16> |

注) 「トリクロロエチレン」の弊社定量下限値は 0.001mg/L となります。

2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正

「トリクロロエチレン」の基準値が変更となりました。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 「計量編」 |
|---------------------|------|-------------------------|-----------|------------------|
| 101517 トリクロロエチレン | 基準値 | 0.01 mg/L ^{注)} | 0.03 mg/L | p6<地-17> |

注) 「トリクロロエチレン」の弊社定量下限値は 0.001mg/L となります。

以上